

男鹿市告示第 2 3 号

男鹿市奨学金返還助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 9 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市奨学金返還助成金交付要綱の一部を改正する告示
男鹿市奨学金返還助成金交付要綱（令和 4 年男鹿市告示第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成対象者)</p> <p>第 2 条 助成金の交付の対象となる者は、次の<u>第 1 号及び第 2 号のいずれにも該当し、かつ、第 3 号又は第 4 号のいずれかに</u>該当する者とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第 4 号）第 9 章第 2 節に基づく秋田県奨学金返還助成金交付要綱第11条の規定により交付決定を受けていること。</p> <p><u>(4) 前号同規則第 9 章第 2 節に基づくあきた企業連携型</u></p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第 2 条 助成金の交付の対象となる者は、次の<u>各号のいずれにも</u>該当する者とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第 4 号）第 9 章第 2 節に基づく秋田県奨学金返還助成金交付要綱（以下「<u>県要綱</u>」という。）第11条の規定により交付決定を受けていること。</p>

改正後	改正前
<p><u>奨学金返還助成金交付要綱第11条の規定により交付決定を受けていること。</u></p> <p>(助成対象となる奨学金)</p> <p>第3条 助成金の交付対象となる奨学金は、<u>前条第3号又は第4号</u>の交付を受けて返還する奨学金とする。</p> <p>(助成の額及び期間)</p> <p>第4条 助成金の額は、助成金の交付を受けようとする年度の<u>前条に規定する</u>奨学金の返還額から、第2条第3号<u>又は第4号</u>の交付決定を受けた額及び本市以外の公共団体等の助成がある場合はその額を控除した額とする。ただし、上限額を6万7,000円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 助成金の交付を受けようとする者は、男鹿市奨学金返還助成交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の書類を添付して、市長に提出するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 秋田県奨学金返還助成金交付決定通知書又はあきた企業連携型奨学金返還助成金交付決定通知書の写し</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項の申請は、第2条第3号<u>又は第4号</u>の交付決定を</p>	<p>(助成対象となる奨学金)</p> <p>第3条 助成金の交付対象となる奨学金は、<u>秋田県奨学金返還助成金</u>の交付を受けて返還する奨学金とする。</p> <p>(助成の額及び期間)</p> <p>第4条 助成金の額は、助成金の交付を受けようとする年度の<u>秋田県奨学金返還助成金の交付の対象となる</u>奨学金の返還額から、第2条第3号の交付決定を受けた額及び本市以外の公共団体等の助成がある場合はその額を控除した額とする。ただし、上限額を6万7,000円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 助成金の交付を受けようとする者は、男鹿市奨学金返還助成交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の書類を添付して、市長に提出するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 秋田県奨学金返還助成交付決定書(県要綱様式第6号)の写し</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項の申請は、第2条第3号の交付決定を受けた年度</p>

改正後	改正前
受けた年度の末日まで行うものとする。	の末日まで行うものとする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。